

## 四日市市病院告示第1号

市立四日市病院大規模改修工事総合評価方式実施要綱を次のように定める。

令和4年1月21日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

### 市立四日市病院大規模改修工事総合評価方式実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立四日市病院(以下「当院」という。)が発注する市立四日市病院大規模改修工事(以下「本工事」という。)の入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定により、価格及びその他の条件を総合的に評価して、当院にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式(以下「総合評価方式」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合評価方式)

第2条 この要綱に定める総合評価方式の型式は、標準型とし、入札者が提示する工事に関する安全管理・医療環境・工程管理・施工上の課題等のテーマに沿って作成された技術提案(以下「技術提案」という。)、現場配置技術者の技術力、入札者の企業要件及び技術要件等と入札価格を総合的に評価するものとする。

(入札方式の執行)

第3条 四日市市病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、本工事の落札者の決定までの執行に関して第4条に規定する総合評価方式技術審査会の審議を経て、市立四日市病院請負工事入札参加資格審査会の承認を得るものとする。

(総合評価方式技術審査会)

第4条 管理者は、市立四日市病院大規模改修工事総合評価方式技術審査会(以下「技術審査会」という。)を設置し、総合評価に係る評価項目(案)及び評価基準(案)等の設定、技術提案等の審査、その他技術審査に関する必要な事項について、その審議に付するものとする。

2 技術審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第5条 管理者は、総合評価方式の実施にあたっては、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定に基づき、あらかじめ、次に掲げる事項について学識経験者の意見を聴くものとする。

(1) 落札決定基準(評価項目、評価基準及び配点をいう。以下同じ。)を定めようとするとき。

(2) 前号に基づく意見聴取において、落札者を決定しようとする際に、改めて意見を聴く必要があるとき。

2 前項の意見聴取は、三重県が設置する三重県公共工事等総合評価意見聴取会において行うものとする。

(落札者決定基準の決定)

第6条 管理者は、前条第1項第1号の意見聴取のうえ、落札者決定基準を決定するものとする。

(公告に掲げる事項)

第 7 条 管理者は、総合評価方式による入札を行う場合は、四日市市条件付一般競争入札実施要綱(平成9年4月28日四日市市制定)第3条に掲げる事項に加え、次の事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価方式によること。
- (2) 総合評価に必要な技術提案等の資料の内容及び提出期限に関すること。
- (3) 総合評価の落札決定基準及び落札者決定方法に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果等が公表されること。
- (5) 評価結果に対する疑義照会に関すること。
- (6) その他必要と認める事項

(入札参加及び技術資料の提供の手続)

第 8 条 入札に参加しようとする者は、公告において定める技術資料を提出期限までに提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出を受けた技術資料は、返却しないものとする。
- 3 技術資料提出後における内容の追加、変更又は書類の差し替えは認めないものとする。

(提出資料のヒアリング)

第 9 条 管理者は、必要があると認めるときは、提出された技術資料のヒアリングを技術審査会に実施させることができる。

(提案の採否の通知)

第 10 条 管理者は、技術提案の採否について、入札書の郵送期間までに技術提案を提出した者へ通知するものとする。

- 2 技術提案が適正と認められなかった者に対しては、その理由を付して通知するものとする。なお、技術提案が適正と認められなかった場合、当該通知を受けた者は、技術提案が適正と認められなかった理由について管理者に対して説明要求を行うことができる。

(総合評価方式による評価の方法)

第 11 条 総合評価方式による評価の方法は、入札価格に基づいて算定した価格評価点と入札者が提出した技術提案等の評価により算出した評価点(以下「技術評価点」という。)を合算して得た評価値(以下「評価値」という。)をもって行う。

- 2 前項に規定する技術評価点は、第8条の規定に基づき提出された資料を基に、落札者決定基準に従い、決定する。

(落札者の決定)

第 12 条 落札者の決定は、次の各号の全てに該当する者のうち、前条の規定により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内で、失格基準価格を上回ること。
  - (2) 入札価格が低入札価格調査基準価格以下の場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないこと。
  - (3) 公告において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。
- 2 評価値の最も高い者が複数ある場合は、当該者のくじ引きにより決定する。

(入札結果の公表と疑義照会)

第 13 条 管理者は、落札決定後、次に掲げる事項について公表する。

- (1) 入札参加者名

- (2) 各入札参加者の入札価格
  - (3) 各入札参加者の価格評価点
  - (4) 各入札参加者の技術評価点
  - (5) 各入札参加者の評価値
  - (6) 各入札参加者の技術評価点の内訳明細(評価項目の各小項目の点数)
- 2 総合評価に関する審査結果を除き、この要綱に基づき入札参加者から提出された技術資料は公表しないものとする。
  - 3 入札参加者は、第1項の規定により公表された自らの評価値等について、書面により疑義の照会をすることができる。
  - 4 管理者は、前項の規定により照会があった場合は、書面により速やかに回答するものとする。  
(落札者の履行責任等)
- 第14条 落札者は、契約後、自ら提出した技術提案等を履行する責任を有する。
- 2 本工事の目的物について、技術提案等の内容が満たされない場合は、落札者は、再度の履行義務を負う。
  - 3 前項の場合において、提案内容の再度の履行が困難な場合、工事完成日の翌年度に入札の公告が行われる総合評価方式の評価において評価点の減点を行なうものとする。  
(補則)
- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月21日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。
  - (1) 市立四日市病院病棟増築・既設改修工事総合評価落札方式実施要綱(平成21年病院告示第3号)
  - (2) 市立四日市病院総合評価落札方式試行要綱(平成27年病院告示第1号)